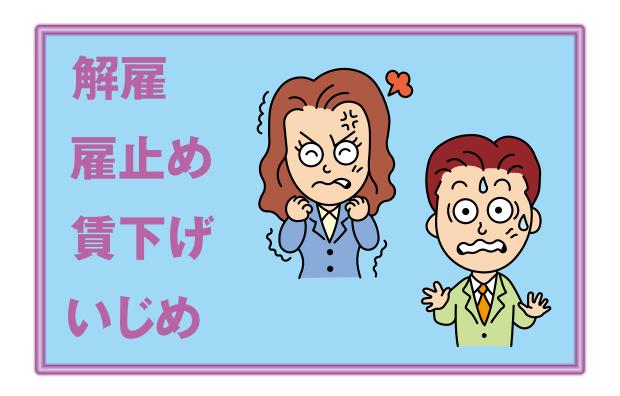
職場のトラブル解決 サポートします



「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律|





い つ で も 気 軽 に 総合労働相談コーナーにご相談ください

「総合労働相談コーナー」は厚生労働省ホームページにてご案内しています

http://www.mhlw.go.jp/ → トップページ

総合労働相談コーナ-

とお進みください

厚生労働省 都道府県労働局

職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、労働関係について の個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」といいます。) が増加しています。

紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、それには多く の時間と費用がかかってしまいます。

また、職場慣行を踏まえた円満な解決を図るため各都道府県労働局において、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づいて、次の制度が用意されています。

みなさまも是非これらの制度をご利用ください。

- **総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談**
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

目 次

1 個別労働紛争解決システムの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ・・・・・	P. 2
3 都道府県労働局長による助言・指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
4 紛争調整委員会によるあっせん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
5 あっせん申請書記載例	P. 10
6 あっせん申請書様式	P. 11
7 法律のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
8 都道府県労働局総務部企画室所在地一覧	P. 14

個別労働紛争解決システムの概要

企 業

労働者

∢····· 紛 争 ····**>**

事業主

企業内における自主的解決

都道府県労働局

総合労働相談コーナー

労働問題に関する相談、情報の提供の ワンストップ・サービス (P2)

紛争解決援助の対象とすべき事案

紛争調整委員会

あっせん委員(学識経験者) によるあっせん・あっせん 案の提示 (P6~P12) 都道府県労働局長 による助言・指導 (P3~P5)

労働基準監督署 公共職業安定所 雇用均等室

法違反に対する指導・監督等

連携

都道府県(労政主 管事務所、労働委 員会等)、裁判所、 法テラス(日本 司法支援センタ ー)、労使団体に おける相談窓口

総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

個別労働紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、各都道府県労働局の総務部企画室等に「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、プライバシーの保護に配慮しております。また、相談内容によって女性相談員による対応を希望される方には、女性相談員のいるコーナーをご紹介します。詳しくは、都道府県労働局総務部企画室へお問い合わせください。

総合労働相談コーナーの業務内容

〈労働問題に関するあらゆる分野が対象〉

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

〈他機関とも連携〉

相談者が希望する場合には、裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報を提供いたします。

総合労働相談コーナーの所在地

- ・都道府県労働局総務部企画室
- · 労働基準監督署庁舎内
- ・主要都市の駅周辺ビル 厚生労働省ホームページで全国の総合労働相談 コーナーの所な地をご紹介しています。

コーナーの所在地をご紹介しています。



(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)

都道府県労働局長による助言・指導

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都 道府県労働局長が、紛争当事者に対し、個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方 向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に民事上の個別労働紛争を解決する ことを促進する制度です。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで 紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強 制するものではありません。

なお、法違反の事実がある場合には、まず法令等に基づき指導権限を持つ機関が それぞれ行政指導等を実施することになります。

対象となる紛争

対象となる範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争です。

(具体的には・・・・)

- 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争
- いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止等の労働契約に 関する紛争
- 募集・採用に関する紛争
- その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車等会社所有物の破損に係る 損害賠償をめぐる紛争 など

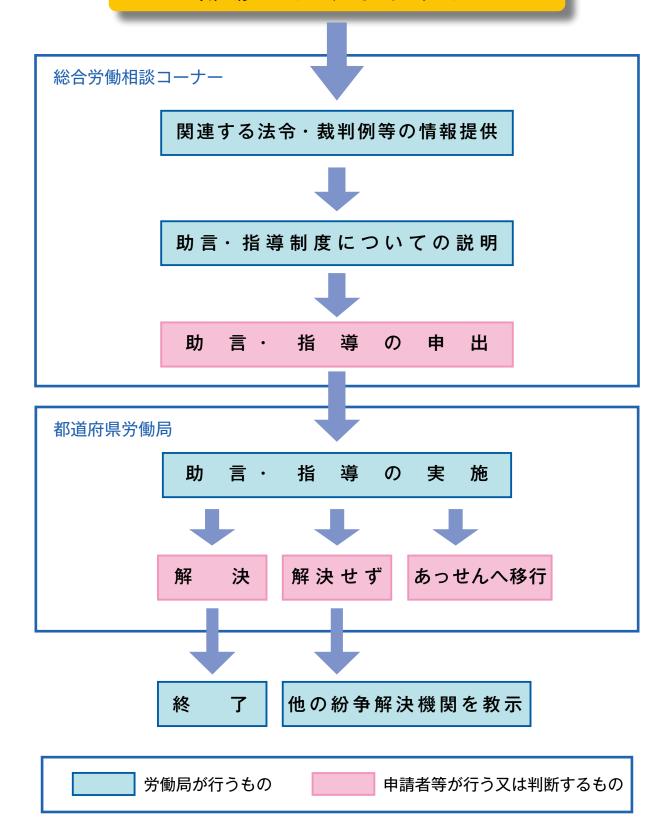
対象とならない紛争

- 一方、次のような紛争は対象になりません。
- 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争
- 裁判で係争中である又は確定判決が出されている等、他の制度において 取り扱われている紛争
- 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、両者の間で 自主的な解決を図るべく話合いが進められている紛争 など

労働者が助言・指導の申出をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

都道府県労働局長による助言・指導の手続きの流れ

職場におけるトラブル



助言・指導には次のような例があります

ケース1 配置転換に係る事案(労働者からの申し出)

申出人は、○市にある店舗で勤務するという条件で入社した。その後、同店から△市にある別の店舗への配置転換の通告が行われた。

今回の配置転換は会社の一方的措置で納得できないので契約期間終了日まで、 従前の店舗で勤務できるように、同措置の撤回を求めて、助言・指導の申出を行った。



労働局長の助言により、紛争当事者間の話合いがもたれ、申出人に対する配置 転換命令が撤回され、引続き従前の職場で勤務することができるようになった。

■ 事業主のコメント

企業が法令等を知らないうちに問題を起こすこともあり、労使双方の大きな問題になる前の早い段階でその問題の解決に向けた行政機関の助言・指導が行われ、 結果として速やかに解決を図ることができ、企業にとっても有益であった。

ケース2 懲戒処分に係る事案(労働者からの申し出)

申出人は、課長から課長代理への降格を命じられた。降格の理由は申出人が部下の不正行為の噂を流布したことが、課長として相応しくないためであると説明されたが、噂を流布した事実はなく、納得がいかないので処分の撤回を求めて、助言・指導の申出を行った。



労働局長より、被申出人に対し事実関係の調査を行った結果、申出人が噂を流布した事実は認められず、申出人に対する処分については、懲戒権の濫用となるので懲戒処分を撤回するよう指導文書を交付したところ、被申出人は懲戒処分を撤回し、課長への復帰を命じた。また降格に伴う役職手当の減額分についても、遡って支給された。

■ 労働者のコメント

簡易で、お金もかからず、労働局長の指導により是正され、大変ありがたく感じている。この制度があってよかった。

紛争調整委員会によるあっせん

あっせんとは

紛争当事者間の調整を行い、話合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

- ・紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入ります。
- ・双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的 なあっせん案を提示します。

● 紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授、社会保険労務士等の労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

● 紛争調整委員会によるあっせんの特徴

①手続が迅速・簡便

多くの時間と費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。

②専門家が担当

弁護士、大学教授、社会保険労務士等の労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。

③費用

あっせんを受けるのに費用はかかりません。

4合意の効力

紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつことになります。

⑤非公開

あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーを保護します。

⑥不利益取扱いの禁止

労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇 その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。



対象となる紛争

労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。(募集・採用に関するものは対象となりません。)

(具体的には・・・・)

- 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等 労働条件に関する紛争
- いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止等の労働契約に 関する紛争
- その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車等会社所有物の破損に係る 損害賠償をめぐる紛争 など

対象とならない紛争

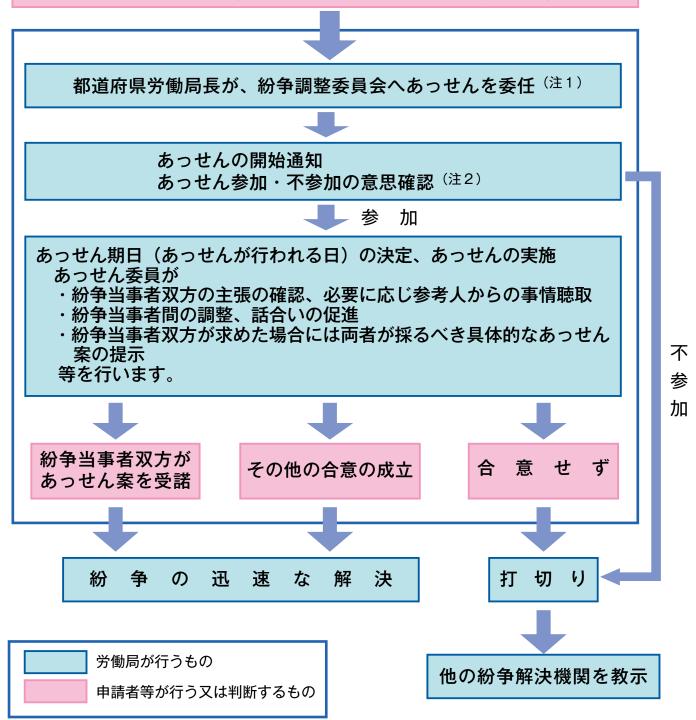
一方、次のような紛争は対象となりません。

- 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争
- 募集・採用に関する紛争
- 裁判で係争中である紛争又は確定判決が出されている等、他の制度において取り扱われている紛争
- 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、両者の間で 自主的な解決を図るべく話合いが進められている紛争 など

紛争調整委員会によるあっせん手続きの流れ

あっせんの申請

都道府県労働局総務部企画室、最寄りの総合労働相談コーナーにおいて、 あっせん申請書を提出 (P10 あっせん申請書の記載例参照)



- (注1) 必要に応じて申請者から事情聴取等を行い、紛争に係る事実関係を明確にした上で都道府県労働 局長が紛争調整委員会にあっせんを委任するか否かを決定します。
- (注2) あっせん開始の通知を受けた被申請人が、あっせんの手続きに参加する意思がない旨を表明した ときは、あっせんを実施せず、打ち切ることとなります。

あっせんにより、次のようなトラブルが解決されました

ケース1 退職金に係る事案(事業主・労働者双方からの申請)

事業主は、労働者AとBの退職に際し、退職金制度がないことを踏まえ、退職金の支給を口頭で約束し、支払交渉を行ったが、度重なる交渉で感情的な対立も激しくなり、金額の隔たりも大きく、当事者同士の話合いが不可能な状況になり、事業主及び労働者があっせん申請を行った。



あっせんの結果、Aに○万円、Bに△万円支払うことで合意が成立した。

■ 事業主のコメント

労働者の業務成績に対してどのくらいの退職金を支払ってよいか見当がつかない上、労働者との度重なる交渉で、仕事も手につかないほど、精神的に疲労していた。公正中立な立場で、迅速に話合いをつけてくれ、仕事にも集中できるようになって感謝している。

■ 労働者のコメント

話合いがつかず、退職金がきちんと支払われるか心配だったが、納得できる金額で話合いがつき、感謝している。

ケース2 整理解雇に係る事案(労働者からの申請)

申請人は、会社から、事業縮小を理由として整理解雇の通告を受けた。事業縮小に伴う人員削減については仕方がないと思うが、突然の解雇で生活設計に大きな影響があり、整理解雇対象者の人選についても納得がいかないため、賃金〇ヶ月相当額の補償金の支払いを求めてあっせん申請を行った。



あっせんの結果、○○万円の解決金を支払うことで合意が成立した。

■ 労働者のコメント

この制度を利用して、無事解決金を受け取ることができ、感謝している。

様式第1号(第4条関係)(表面)

【記載例】

あっせん申請書

労	氏	名	労働 太郎
	住	所	〒 ○ ○ ○ 一 ○ ○ ○ ○ ○ 千葉県 ○ ○ 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
新 事業主 事業主	氏 又は: 住	——— 名 名称 所	A株式会社 代表取締役 東京 花子 〒 ○ ○ - ○ ○ 東京都 ○ 区 ○ ○ - ○ - ○ 電話 ○ ○ (○ ○ ○) ○ ○ ○
者 ※	上記労働 系る事業 3称及び 也	美場の	A株式会社 B工場 〒○○○-○○○ 東京都○区○○-○-○ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○
あっ 求め 及び ^そ		項	平成〇年〇月〇日に入社し、平成〇年〇月〇日より正社員として工場勤務をしていたが、平成〇年〇月〇日、工場長から経営不振を理由として、同年〇月〇日付けの解雇を通告された。 経営不振というが、整理解雇しなければいけないほどではなく、また私が整理解雇の対象になぜなったのか何の説明もない。本当は復職したいがそれがだめなら、経済的・精神的損害に対する補償金として、〇万円の支払いを求めたい。
紛争	の経	過	○年○月○日に、社長に連絡をとり、解雇を撤回して くれるよう要請したが、聞き入れてもらえなかった。 併せて、補償金の支払い等の提案も行ったが、拒否さ れた。
そのかなる		ぎと項	訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合はない。

平成〇年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 労働 太郎 ④

東京 労働局長 殿

◆◇ あっせんを希望される方へ ◆◇

- ・各都道府県労働局総務部企画室(P.14参照)、または最寄りの総合労働相談コーナーへご相談ください。
- ・申請用紙は、P.11 の様式を切り取り、またはコピーしてお使いください。また、各都道府県労働 局総務部企画室、総合労働相談コーナーにも備えてあるほか、厚生労働省のホームページからも入 手できます。 (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html)
- ・電子政府の総合窓口より、電子申請も行えます。(http://www.e-gov.go.jp/)

あっせん申請書

	労働	氏	名	=						
紛	者	住	所			電話	()		
争 当 事	事業主			Ŧ		電話	()		
者	仔	-記労働 系る事業 名称及で 也	美場の	Ŧ		電話	()		
	め	せんる 事	項							
紛	争	の 経	'. 過							
		也 参 孝 事	きと項							

年 月 日

あっせんの申請について

(1) あっせんの申請は、あっせん申請書に必要事項を記載の上、紛争の当事者である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出してください。

申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、 遠隔地からの申請等の場合には、郵送等による提出も可能です。

- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
 - ① 労働者の氏名、住所等 紛争の当事者である労働者の氏名、住所等を記載すること。
 - ② 事業主の氏名、住所等

紛争の当事者である事業主の氏名(法人にあってはその名称)、住所等を記載すること。また、紛争の当事者である労働者に係る事業場の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、()内に当該事業場の名称及び所在地についても記載すること。

③ あっせんを求める事項及びその理由

あっせんを求める事項及びその理由は、紛争の原因となった事項及び紛争の解決の ための相手方に対する請求内容をできる限り詳しく記載すること(所定の欄に記載し きれないときは、別紙に記載して添付すること。)。

④ 紛争の経過

紛争の原因となった事項が発生した年月日及び当該事項が継続する行為である場合には最後に行われた年月日、当事者双方の見解、これまでの交渉の状況等を詳しく記載すること(所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。)。

⑤ その他参考となる事項

紛争について訴訟が現に係属しているか否か、確定判決が出されているか否か、他の行政機関での調整等の手続へ係属しているか否か、紛争の原因となった事項又はそれ以外の事由で労働組合と事業主との間で紛争が起こっているか否か、不当労働行為の救済手続が労働委員会に係属しているか否か等の情報を記載すること。

⑥ 申請人

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の紛争当事者の氏名(法人にあってはその名称)を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

(3) 事業主は、労働者があっせん申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律のポイント

1 趣旨 (第 1 条)

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、労働関係についての個々の労働者と 事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)が増加していることにかんがみ、これら の紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、 紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備 を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決(第2条)

個別労働紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等(第3条)

都道府県労働局長は、個別労働紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者 又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導(第4条)

都道府県労働局長は、個別労働紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき 援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるもの とする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

- イ 都道府県労働局長は、個別労働紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの 申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争 調整委員会にあっせんを行わせるものとする。(第5条)
- ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。(第6条)
- ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して 事件が解決されるように努めなければならないものとする。(第12条)
- 二 あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、 これを当事者に提示することができるものとする。(第13条)

(5) 地方公共団体の施策等(第20条)

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、 情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、 地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道 府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

都道府県労働局総務部企画室所在地一覧

(平成 22 年 6 月現在)

労働	局名	郵便番号	住所	(平成22年6月現在)
北海		060-8566		011-709-2311 (内線 3577)
青	森	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎8F	017-734-4212
岩	手	020-8522	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	019-604-3002
宮	城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7F	022-299-8834
 秋	ш	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4F	018-883-4254
山	形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3F	023-624-8226
 福	島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎5F	024-536-4600
	城	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎4F	029-224-6212
 栃	木	320-0845	字都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎4F	028-634-9112
群	馬	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル9F	027-210-5002
埼	玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11番2号 ランド・アクシス・タワ-16F	048-600-6262
千	葉	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2F	043-221-2303
 東	京	102-8305	- 千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎14F	03-3512-1608
神奈	-	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13F	045-211-7358
新	潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地 第1庁舎2F	025-234-5353
富	山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎1F	076-432-2728
 石	Л	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6F	076-265-4432
福	#	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14F	0776-22-0221
<u>···</u>	梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2851
長	野	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号 長野労働総合庁舎4F	026-223-0551
岐	阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8124
静	田	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6320
	知	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館2F	052-972-0252
Ξ	重	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3F	059-226-2110
滋	賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6648
京	都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上川金吹町451	075-241-3212
大	阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6050
兵	庫	650-0044	│ │ 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15F	078-367-0850
奈	良	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎2F	0742-32-0202
和歌	ιЩ	640-8581	 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3F	073-488-1101
鳥	取	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857-29-1701
島	根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7009
岡	山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3F	086-225-2017
広	島	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9240
山	П	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6F	083-995-0365
徳	島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4F	088-652-9142
香	Л	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8916
愛	媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6 F	089-935-5201
高	知	780-8548	高知市南金田 1 番 3 9 号 労働総合庁舎 4 F	088-885-6027
福	岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4763
佐	賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3F	0952-32-7167
長	崎	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3F	095-801-0023
熊	本	860-0805	熊本市桜町1番20号 西嶋三井ビルディング14F	096-211-1701
大	分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3218
÷	帅大	880-0812	宮崎市高千穂通2丁目1番33号 明治安田生命宮崎ビル1F	0985-38-8821
宮	崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2F(平成22年12月移転予定)	(未 定)
鹿児	島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8239
沖	縄	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3F	098-868-4403